

第十三回国会
衆議院

通商産業委員会
議録第四十七号

(10111)

昭和二十七年六月四日(水曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 小川 平二君 理事 中村 幸八君

理事 山手 瀧男君

江田斗米君

高木吉之助君

永井 要造君

南 好雄君

加藤 徳造君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業事務官

(通商機械局長)

委員外の出席者

議員

尾崎 末吉君

通商産業事務官

首(通商機械局長)

産業機械課長

島村 武久君

砂野 仁君

参考人(新三菱重工
業株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

参考人(富士産業
株式会社社長)

第一類第十一号 通商産業委員会議録第四十七号 昭和二十七年六月四日

四番地岸加入部(第二二二九号)
電気料金値上げ反対に関する陳情書
(熊本県人吉市議会議長末永武平次)
(第二二二〇号)

小林アルコール工場存置に関する陳
情書(宮崎県西諸郡野尻村長松田
義武外千二百三十六名)(第二二二一
号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

航空機製造法案(内閣提出第二二六
号)

○中村委員長 これより会議を開きま
す。

本日は航空機製造法案を議題といた
し、まず参考人より意見を聴取いたし
たいと存じます。本日御出席の参考人
は、川崎機械株式会社社長砂野仁君、
新三菱重工株式会社副社長莊田泰蔵
君、富士産業株式会社社長野村清臣君
であります。

この際参考人各位にごあいさつ申し
上げます。本日は御多用のところ本
委員会のためにわざわざ御出席くださ
いましてありがとうございます。参
考人におかれましては、おの／＼の御意
見を忌憚なくお述べいただければ、本
委員会といたしまして幸いに存する次
第であります。

それではこれより順次参考人より御
意見の御陳述をお願いいたしますが、
委員よりの御質疑は、参考人の御意見
の御陳述が全部終了してから許したい
と存じますから、さよう御了承願いま
す。それではまず野村清臣君。

○野村参考人 富士産業の野村でござ
います。航空機製造法案について私の
考えを申し上げたいと思っております。

実はこの法案をお見せいただいたの
は一昨日だったものですから、まだ十
分な検討をいたす時間がございます
でして、会社の方で調べさせておると
いう状態ではありますが、私としては前
に新聞にも出ておりましたし、一昨日
ちようだいしましたので大体の感想を
申し上げます。

御承知のように飛行機の製造とい
うものは、戦争のためにたな上げにな
つておりました。従来いわゆる所管官
庁がなかつたのでございます。ところが
が昨年あたりからいわゆるグラスの
調査団が参りまして、われ／＼従来の
航空機製造業者で再興して、現在ここ
らへ来ております米軍の飛行機のオー
パホールなり修理なりをやる意思があ
るかということを探ね、なおかつ工場
を視察して帰つたのであります。その
とき私も伺つたのであります。十分や
る覚悟はいたしておりましたが、何分
にもわれ／＼の工場が米軍に接取され
ておるので、そういうものを返して
くれと言ふのは私も承知の交渉では
弱いのではあります。御承知のように使
用は特別調達庁を通じて政府が御関係
なのでございます。そこで私も
ては、その所管官庁が早くきまつてほ
しいということをお願いしたのでござい
ます。今日この法案で私どもの希望
が明文化されるということと私ども
として非常にけつこうな事だと思

のであります。ただいまは私どもとし
てはまだ買手が無いものでありますの
で、飛行機の製造を必要とする時期で
はないということは考えております
が、こゝろいうふうにきまりますれば
いろいろの準備をしたい。たとえ私ど
もが会社で申しますれば、太田、小泉
の間にある飛行場を米軍の使用から接
取解除してほしい、できれば接取され
ておる小泉の工場の半分を返してほ
しいというふうなことをいろいろ運動
しておるのでございますが、これを国家
を通じてやつていただくということに
なりますれば非常に力強いことござ
います。またそれが一番正しい道だ
と思ふのであります。従いましてこの
航空機製造法案が通りまして、早く所
管官庁がはつきりきまつて、今申しま
すようなことに十分な援助をお願いし
たいというふうに考えるのでありま
す。

なお御承知のように、戦争中に参り
ましたたび／＼の空襲の三分の一くら
いは、われ／＼の航空機工場の攻撃と
いうことが主であつたものですから、
工場自体が非常にためられておりま
す。再開すればその修理もしなければ
なりませんし、なお御承知のように
機種が大きくなつております。前のよ
うな単発、双発というふうなものでは
現在の航空機としては完全でございま
せんので、双発なり四発なりという大
型になつております。これをおろしま
すについては飛行場がどうしてもい
は、私の会社の場合にはございませ
んが、ほかの航空機会社ではさうい
う大きな

飛行機をおろす飛行場がない。これを
つくらなければ物が入つて来ない、ま
たつくつたものを出すことができない
というつまり支障に当るわけござい
ますが、こゝろいうものにも莫大な費
用がかかるのであります。これに對し
て政府に援助していただかなければ正
直に申しまして再起不能だと思いま
す。飛行機のない文明とかまた航空機
のない国防というものは考えられませ
んのので、われ／＼は打ちひしがれた飛
行機の製造業者であります。やれる
ならばやりたいという熱意を持つてお
りますから、今のような御援助をいた
だきまして再起ができればけつこうだ
と思ふのでございます。従つて私はこ
の法案を一日も早く通していただくこ
とを希望するわけでございます。

しかしここでちよつと欲を言わせて
いただきますと、この航空機製造法を
拝見しますと、前にございませぬやは
り同じ種類の規定、これはたしか大正
十三年くらいに通つたものかと思いま
すが、それと比較いたしてみますと、
飛行機の製造事業に対する保護とい
うことが全部抜けております。御承知の
ように前には工場の拡張のために土
地の取用を許すとか、税金を五箇年間
免除するとか、機械の輸入税を免除す
るとか、また新しい飛行機を入れると
きは政府が補助金を出すとかいうよ
うな、いろいろ航空機製造に対する
保護規定があつたのでございますが、
これが抜けています。また再軍備
は国としてきまつておりませぬ際
に、さういふ保護規定の入る法律はむ

ずかしいという事は重々わかつてお
りますが、今申し上げましたように陸
海軍のはなやかなところでさえあれだけ
の保護があつたのでございます。再軍
備というものがどういふかつこうにな
るか存じませんが、それより以上の保
護をいただくように十分皆さんお考え
いただいて、その際にはまた別の法律
をおつくりくださるなり、この法律の
改正をお願いするなり、われ／＼が立
ち得るような方法を講じていただくよ
うにお願い申し上げます。

なおこれはこの法案に関係がないこ
とでございますが、飛行機の製造再開
につきまして、絶対必要なものは資金
でございます。先ほど申し上げました
ように、工場がたいへん打撃を受けて
おります。これを回復しなければなら
ない、なおかつ飛行機が非常に進歩し
ているので、これをやつて行くために
は非常な金がかかるのでございます。
それにつきまして私過去十年くらい前
まで興銀に二十六、七年おりました、
金融關係を多少存じておりますが、御
承知のように、航空工業というものは、
非常にみなやりたい、欲しいもの
なのでございますが、経済的に見ま
しては、非常に危険性のある仕事であ
ります。それが証拠に、御承知のよう
に、陸海軍はなやかなときでさえ、国
家補償がなければ、航空機会社は金融
ができなかつたというのが実情でござ
います。それを戦争が終りまして、国
家の財政処理のために一応補償打切り
ということになつておりますので、金
融機関から見れば、航空機の製造とい
うものに対して金融してくれと、私ど
もとしても言い得ないし、しないとい
うのが実情でございます。昨年ダグラ

スの一行が参りましたとき、私として
は、やりたいというふうな考えて、日
銀、大蔵省、開発銀行、興銀その他友
人に話してみたのであります。これ
は政府の特別の何らかの方法による
わくによる金融、もしくは補助とい
うようなことによらなければできない
ぞ、つまり私企業の金はむずかしい。
税金と保つて、助成するといふのが
つた金で保護し、助成するといふのが
つた金でなければいけないといふのが、
その連中の説であります。そういう点
を申し上げまして、立つ際に、十分
その辺についての御援助をいただきた
いといふことを、この際お願い申し上
げておきます。

なお、この法律にもありますが、わ
れわれとしてしましては、監督官庁とい
うのは一つでございますが、いろいろの
事情なり、材料關係その他
から考えて、運輸省關係でいろいろこ
とになるというもの、ごもつともだ
いふふに私は考えてございまして
が、前に陸海軍があり、通信省であ
りましたか、また商工省としても、一
般社としての御關係も、いろいろ
關係で、關係が非常に複雑だつた。こ
の点を十分お考えくださつて、今度
は、運輸省の方からも出る法律とら
み合せていただいて、一元化同様な
からいにしていただくといふことを希
望する次第でございます。以上で終
ります。

○中村委員長 次は莊田泰藏君。
○莊田参考人 たいだいま、私から申
上げたい一般のことは、全部野村さん
からお話になりましたから、これ以上
何も申し上げることはないでござい
ます。ただ二、三敷衍いたしました御

参考にいたしたいと思ひます。実情で
ございませうけれども、たいだいま野村さ
んからお話がありました通り、ダグラ
スの調査回が参りました、その後どう
なつたかといふことを、ぜひ皆さん
も御関心を持つておられると思ひま
す。大体一番問題になつておられる
は、受入れ態勢が完備しておられない、
こういうことでありまして、修理をやる
にしても、工場、格納庫の設備が、完
全とは申さなくとも、相当な施設がな
ければ、修理を出しても、その修理は
できないだらうといふような考えであ
りますか、いまだにはつきりしてお
りません。要するに、私どもの受入れ
態勢が不完全であるといふことが、受
注の面に非常に反映しておる、こうい
うふうにお思ひます。こうなると、
今野村さんからお話のように、資金關
係が一番重要な問題になつて参ります
が、重複しますから申し上げます。
最初この法案が出ますときに、できま
したら一本建であつてほしいといふ念
願を持つておつたのであります。い
ろいろ御審議の結果二本建になりまし
て、われ／＼業者といたしました。こ
れはなほ遺憾に思つておるわけでござ
いますけれども、すでに二本案として
相当御研究の結果だらうと思ひますか
ら、これ以上一本建を申し上げるより
も、むしろ二本建のかみ合ひの面を十
分御審議願ひまして、そうして二本建
として完全に航空工業が発達するよう
な方向に善導していただきたいと思
ひます。なお私もまだこの案
を拜見したばかりでありまして、内容
については詳しく存じませんが、一般
的に申し上げますと、必要な事項は網
羅してある、こういうふうな考えま

が、実際の運用にあたりましては、い
ろいろと実際的な問題が起つて来ると
思ひます。そのときは、できるだけ問
題点を御審議くださいまして、実情に
沿うように、この製造法を改正するな
り、訂正していただければつこうでは
ないかと存じます。ちよつと拜見いた
しますと、簡単に申しますと、べから
ずべからずといふことがたくさん書い
てあります。こういうべからずの面
で、どうかひとつこういうふうにし
てやらないといふような、助成法の
ごときものが、これのカウンター・パ
ートとして将来こしらえていただけ
ならば、われ／＼業者として非常に助
かると思ひます。

なおごまかいことがございますけれ
ども、あるいは御質問くださいますれ
ば、業者としての所見を述べるとも
あります。

○中村委員長 次は砂野仁君。
○砂野参考人 たいだいま野村さん、莊
田さんお二人の発言によりまして、私
から新たにつけ加えるようなことはな
いように存じます。ただ航空機を製造
しておりました者としてしまして、こ
の機会に特に御希望申し上げたいこと
は、国家防衛という立場から考えます
ならば、国内治安の問題は別として
まして、外敵から国を守るといふこと
について、航空兵器以上のものは何も
もない。またこれが一番経済的な防
衛力であることは、何人もこれを疑う
ことはできないと思ふ。第二次大戦に
おいて、英国を独軍の進攻から守り得
たものは、あの小さなスピット・ファ
イヤーという戦闘機にすぎなかつた。
これが第二次大戦の勝敗をさかさまに
して、遂に連合国の勝利に帰せしめた

ようなわけでありまして、国家の防衛と
いふことを考へるならば、航空機、こ
とに戦闘機等の発達に負う以上のもの
はないと思ふ。しかるに、この法案を
拜見いたしますと、これらの助成につ
いての点は一言もないのみならず、む
しろ第十八條等に拜見いたしますと、
相当の検査料、手数料等の額がきめら
れております。前の航空助成法は、先
刻野村さんもお話になつたように、税
金を免除するとか、いろいろ試作等
につきましての政府の援助があつたので
ありますけれども、今度はそれがさか
さまになりまして、税金をとるとい
う方面のことが強調されておられる
ことは、現在の日本の国において航空事
業を起そうとするには、少し不適當で
はないかといふふうな考えられるので
あります。なお将来航空機の最も大き
な需要者であると考えられます保安庁
方面から、製作、検査等についてい
ろいろの意見が出るようなことが多か
らうと思ふのであります。その辺の調
整もあわせてお考えの上、法案の確立
を願つて、混乱を避けるようにお願
いしたいといふふうな思つておるので
あります。なおこの航空機製造法案と航
空法案とをつき合せて読んでみますと
と、二重監督、二重検査を受けるおそ
れが多分にあるのであります。先刻
野村さん、莊田さんから述べられまし
たように、これは実質的にはどうして
も一元化されたような態勢のものにな
らなければ、航空機の発達は期しがた
いといふふうなわれ／＼業者は考へて
おる。この点も特に慎重なる御審議を
お願いしたいと思ひます。

以上簡単であります。これで終りま
す。

○中村委員長 たいまお述べたいだいた参考人に対し、御質疑はありませんか。——加藤君。

○加藤(總)委員 どなたでもよろしいが、お答え願いたいと思います。

まず第一に、先ほど、野村さんもお述べになりました通り、設備の点で非常に欠ける場所があるという問題があると思います。それから資金の問題も、やはり今日航空機製造を始めるにつまましては相当重大であり、かつ困難な問題があると思います。さらに技術の点においても、さきほど申し上げたが、特に技術の点において、今日航空機の製造を始めるにつままして、現在あなた方が持つておいでになりまする技術で国際的な水準に達し得る航空機ができるかと考えますか、どうですか、その点をお伺いしたいと思います。

○野田参考人 昔話をしようでございますが、戦前大体三十年で日本の技術を土台にして飛行機ができたのであります。それから三十年も待つて飛行機をこしらえることは絶対不可能でありますから、どうしてもこの際急速に立ち上るためには、外国の技術指導を受けなければならぬ、こう考えております。しかしその技術の基礎は十分でございます。ただ時間と資金とが一番重大な問題だと思えます。

○加藤(總)委員 技術の欠くる点で外国の指導を受けなければならぬというお話ですが、その点でどういう形で受けたら一番いいか、可能性があるかという点、さらにそれは資金の問題とからんで参ると思えますが、先ほどのお話は簡単なお話で十分わかりませんでした。現在自己資金はもろろん足

らないと思えますけれども、みずからの手で調達し得るか、あるいは政府が特殊な方法を考えなければできないというような状態であり得るか。その二つをお伺いいたします。

○野村参考人 私が技術を申し上げるのはなほだ変でございますが、昨年ダグラスのエンジニアが参りました。まずつくつておる飛行機のダグラスは、昔中島時代にDC3についてやつた経験があるのでございますが、それでも資材なり、いろ／＼の点において経験したわけでございます。先方の申出では、最初、もしもこの話がうまくでき上れば、五、六十人程度の技術者と工員を向うから送つて来る、そして教え、覚えるに従つて漸次人を引揚げて行くというようにして指導したい。それから先ほど申し上げたオーバー・ホールと修理ですが、これについて部品はアメリカの方から初めは供給するが、将来日本でできるものがあれば日本で作るようになして漸次かわつて行くという仕組みで考えろというところであつたので、われ／＼として、こうこういろいろなことをしてくればできるという答案をダグラスに出したわけだ。

次に資金の問題ですが、全部政府におんぶしようという気持はない。各会社はそれ／＼事情は違ふのであつて、ある会社は増資してある程度の資金をつくるのでございましょう。私のところでは新会社を設立するなり、過去の二次会社を向うの注文によつて規模を考へ直さなければなりませんから、どの方法によるというのを今明確にはつきり申し上げるわけには行きませんが、先方の需要に従つてさういふふう

な増資をするなり、新規の会社を起して株式を募集するなりいたさなければならぬ。幸いにして航空機に対する国民のあこがれも強まれば、私どもの方の二次会社の株式も相当な値が出ておきますので、それである程度の資金は集まる。しかし先ほど申しましたような飛行機だとか、工場の改造も考へなければならぬ。はつきり申し上げますれば、小泉の工場を半分返してもらわなければならぬ。ところが向うが接取しているうちにクレームはとりはずす、電気施設はない、ヒーターもないという事になつてしまつて、さういふものを入れるのに固定資産として、巨額な金がかかるのであります。この面につきまして民間のために政府が飛行機をつくることは無理かもしれませんが、ある程度の補助金を出し、あと設備の拡張については別途の裏づけの資金を開発銀行なりに入れてもらつて、それによりまして低利資金を融通してもらつていふようなことで固定関係の方の助成していただきたいと思ひます。

○加藤(總)委員 部品はアメリカから供給してもよいというふうな話が出てくるということでございますが、さういたしますと、日本ではさしあつて組立てだけをやるという事になりませんか、もう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○野村参考人 われ／＼五社でございますが、いろ／＼事情が違ひますので、それは考へておりましたが、最近あるいろ／＼な合意で意見を聞いてみますと、いきなり新しい飛行機をつくらうといつたところが、ただいまはお得意がないのです。買つてくれ手がご

ざいませぬ。また技術的にも今申し上げたような懸念もございまして、またスピード・アップされた飛行機については、材料も標準のものでなければなりません。従つてそれをいかなりやすることは非常な冒険であります。それから先ほど申しました極東空軍のオーバー・ホールなり修理なりをやるには、各社それ／＼事情が違ふから申し上げられませんが、私のところでは十億程度、それより上あればオーバー・ホールなり修理なりはできます。その間に、最近の飛行機の構造なりいろ／＼な資材なりというものの研究を二、三年やつておられますれば、先ほど野田さんからお話がありましたように、われわれ日本人は航空機のことにつきましては制に進歩が早いのでございまして、遅れがとりもどせて、新しいのをつくつてもはつきりしないのができるのではないかと。そのころにはやがて国策もきまつて、それとマッチするような状態になるのではないかと考へております。一種の先物買いみたいなものですが、これはおそく必至じやないかというふうなわれ／＼は考へております。

○加藤(總)委員 大体わかりました。そこでもう一つお伺ひしたいことは、御承知の通り航空法というものは、御提案になつておりますが、先ほど安全性という点から法案で見られたような二重検査の行き方は困るというふうな御意見だつたと思ひます。それでわれわれ通産委員会としては、皆さんも大体同意見だと思ひますが、生産の面においては生産者が責任を負う建前で行くべきであるということ、従つて通

産省が検査の責任を負うことが妥当であるというふうな考へであると思ひます。しかしそのできたものを受取る際に検査するだけという運輸省の意見もあるようでございまして、さういふ点についてはどうお思ひになりますか。いわゆる一元的な検査を希望せられる建前からどういふ方法が一番よいと思ひになりますか。また生産者は安全性ということを当然考へて生産せられると思つておられますが、その点であくまで責任を負つてやれるというふうな御意見を持つておいでになりますか承りたい。

○砂野参考人 たいまの御質問でございますが、生産技術の検査につきましては通産省でやる、安全性の検査については運輸大臣の所管でやられるというわけで、形の上から見ると非常にはつきりしておるようなのでございまして。しかし実行面においてそれがはたして明確にわけ得るかどうかということ、われ／＼として非常に心配しておるわけですが。そこで二重監督、二重検査を行われるようなことになりますと非常に困りますと、また別の問題になるかもしませんが、たとえば飛行機の修理をする場合でも、その修理設備等について通産大臣の許可を得なければならぬ、検査を経なければならぬという事になつておられますが、さういふ設備等につきましては時々刻々に変化して行くべきだと思ひます。日進月歩でもありますし、またほかの品物の製造についても同様であります。特に航空機については、始終その設備の更新、新しい機械の導入ということがありまして、それをその都

度検査を受けなければ仕事ができないというふうなことで、実際の生産に支障を来すのではないかと、この航空機製造法においては、生産の問題自体についても十分御検討願わなければならぬと思ひます。運輸大臣の所管事項とのかみ合せが非常にむずかしいというふうな考えられるわけですね。そこで先刻野村さんなり、田中さんからお話のありましたように、形の上において現在の国家の機構上二つにならなければならぬということはやむを得ぬとしまして、実際の運営上では、これを一元的にやつてもらうような方法を特に御研究願いたい、こういう趣旨なのであります。

○加藤(鐘)委員 あなた方としては明確におつしやりにくい点もあらうと思ひますので、あまり深く追究しません。ただ問題は、先ほど来今日日本には注文はないからというお話がございましたが、おそらく航空機が完全なものが日本でできることになりました。軍需品としての航空機をつくるという機会には日本にはまだなか／＼来ないだらうと思ひます。そこで結局外国の注文にに応じてやるということになります。そうなりますと日本の運輸という面から検査が必要がなくなりますが、そこでそういう場合に二重検査が生産の面に深く入つて参りますと、いろいろの面で非能率になつたり、また技術の面でいろいろの意見の相違が起つて、かえつて混乱する面が出て来はしないかというのを考えるわけですが、その点はいろいろふうにお考えですか。

○野村参考人 私どもとして、つくりますれば通産省の方の試験も航空庁の試験ももちろん通る確信でやりますので、あえてそれは恐れるのではございません。ただ手続がめんどうである。たとえば一通でいい書類を二通出すのは困るというのでよく言われる文句でございますが、それを両方の方が互いに囁託を合合うというふうなことで便宜やつていただければしのげるのじやないかというふうな考えです。実はこういうことはあまりはずりきり申し上げることはどうかと思つて遠慮していただのですが、私もいろいろのくせになまいきでしようが、いわゆる官僚の独善、われ／＼の独善もつと困りものですが、そういう点を押えていただきたい。法案の第十六條に民間の業者から検査員をとることがあります。これは非常な進歩だと思つております。これを十分活用していただいて、官民一致してやれば、そうめんどうなことではないのじやないかというところで、その辺はどうぞ……。

○加藤(鐘)委員 その問題はこれだけにしておきます。ただ、私は日本の将来の航空機工業の大きな問題が一つあると思ひますが、今日軍需品の中で重要性を持つておるものは航空機だと思ひます。その航空機が、先ほどどなたかおつしやりましたように日進日歩で、製造技術の面においてまづたく目まぐるしいほど急速に進んでおると思ひます。今日世界の軍拡時代におきまして、技術が進むために設計の変更というふうなことから、よほど力のある航空機製造会社でない、その注文に感じれないという問題があると思ひます。私は世界が今日そういう状態にあるのではないかと思ひます。そういう状態のときにこのめまぐるしく

進んで参ります問題に追いついて行けるか、今日の比較的貧弱な、と申しましては失礼でございますが、この日本の航空機製造会社において、そのあとを追かけて行き得るかどうかという問題についての御意見を承りたいと思ひます。

○野田参考人 それは十分確信があると思ひます。ただ従来われ／＼の方でも風洞試験とか強度試験とか、相当りつばな設備を持つておりました。また資金の問題がありますから、さしたるり向うから技術を輸入して、そうしてその間いろいろものをまた新たに作り直さなければ実際の日本の航空機工業は独立できません。

○中村委員 此の際お諮りいたしまし。議員尾崎末吉君より委員外発言の申出がありますので、これを許すに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員 御異議なければこれを許します。尾崎議員に申し上げますが、このあとまだ質疑がありますから、委員外発言は簡潔にお願いいたします。尾崎君。

○尾崎末吉君 たいへんよい機会でございますので、十分に参考人の方々の御意見を拝聴したいと思つておるのであります。ただいまの御注意のよう、あとにまだ本委員会の継続審議があるやうでありますから、ごく要點二、三につきまして率直な御質問を申し上げてみたいと思つております。ただいま委員長のおつしやりましたように、私は本委員会の委員ではなくして予算と運輸の常任委員をいたしておりますので、いわゆる委員外発言であります。先ほど参考人の各位からお

述べになりました航空法との関係がありますので、御意見を拝聴させていただきます。二、三御質問を申し上げたいと思つております。法律ができて上つてしまふと、御承知の通りで上つた法律を皆さんが御希望になるように運用することはなか／＼困難なことでございますので、御質問申し上げますことについて、率直なごつくばらんな御意見を拝聴させていただきます。この希望を申し上げておきます。

そこで第一に御質問を申し上げてみたいと思ひますことは、先ほどお述べになりましたように、航空機行政というものは、生産から運輸に至るまですべて一元化した方がよろしいのではないかと、こういうことを私もずっと主張して参つたのであります。通産委員会と運輸委員会の連合審査会も七回にわたつて開かれたのであります。今申し上げたように一元化しなければいけない、その一元化するには、航空事業についての先進国である米英、カナダ、イタリア、フランスその他の国々がすべてやつておるようによ、ただ例外といたしましては英国がいわゆる供給省に発注をして、製造する際にはやはり一元的な検査をやつておる。このやりのが例外であるだけであります。おほな先進国はことごとく生産から運輸に至るまで一元行政をいたしておる。これにならつて、というよりも航空事業そのものが、一元的でなければ最終の責任をだれが負つてよいかという責任の所在が明らかにならなくなる。であるからこの責任が一元化しなければいけないのじやないか、こういう

ことを私も申し上げて参つたのであります。ところがここに御質問にお答えくださいますところの御参考になり、日本は国際民間航空条約に加盟をしない前といえども、国際民間航空条約の各規定を厳重に遵守しなければならぬ、こういう規定があることは御承知の通りであります。ところがその国際民間航空条約の規定の中で、第三十一條には、航空機はその国が定めた耐空性の検査に合格したものでなければならぬ、いわゆる耐空証明がなければ飛行してはいけない、こういう規定があることも御承知の通りであります。この規定をさらにこまかくつきり上げてありますのが附屬書でありまして、その第八の項目の中に、こういう規定があります。これはしばしば引用いたしておるのであります。国際民間航空条約第八附屬書の中の第三章三・一・二に「航空機がすべての重要な点で承認済の設計に合致しており、またその製造及び組立が良好であることを決定するためには、その国が承認した検査制度に従つて製造工程中に航空機を検査しなければならぬ。」これは厳重な規定がございまして、この検査規定は耐空証明をつくるための前提要件として定められておる。安全性の検査をするために、航空機の製造工程中においても検査しなければならぬ、という規定があるわけでありませぬ。だから、この三つを組み合せて考えますと、航空機行政は一元化しなければならぬが、その一元化は最終の責任を持つところの航空庁がこれを持たなければいけない、こういうことを私も主張して参つておるのであります。

す。こういうことなのでありますから、製造工程における検査は安全性の建前からやらなければならない。問題はさきお述べになりました点がここにいかつて来るようでありませぬ。いわゆる二重行政は困る。もとより二重行政をやつておつたのでは、これはお述べになりまして、日進月歩発展して行く航空機の修理に關してまでも一々製造の方の通産省でやつておつたのでは、なか／＼めんどうになつて来る、こういうことではありますので、そういう建前から見ますと、航空機製造法について私どもの希望するのは、やはりお述べになりましたように、いわゆる助長育成のやり方を法律の中に多く規定しなければいけないのじやないか。それがお述べになりましたように、規定がない第一に、こういう点についての御意見を承つてみたいのであります。この法律は、航空機を製造しようという企業家は届出をすればよろしいという自由企業の建前をとつておるようでありませぬ。ところが自由企業の建前をとつておるが、その次の第六條以降におきまして、製造設備等の検査、これは六條、七條であります。製造の確認八條、修理設備等の検査九條、修理の確認十條、航空機用機器、製造設備等の検査十一條、航空機用機器製造証明十二條、使用の制限十三條、修理設備等の検査十四條、航空工場検査官十五條、航空工場検査員十六條、報告徴収及び立入検査十七條、こういうふう

に、届出制の自由企業の建前をとつておりながら、統制時代よりもつと強

い、いわゆる検査であるとか、証明であるとか、確認であるとか、こういうことに重きを置いておるようであるか

ら、これではたして製造をなさる企業家の皆さんの側でうまくやつて行けるという御自信があるかどうか。先ほどの加藤委員の御質問に對しまして、大体断片的のお話をお述べ願つたのであります。こういうようなやり方でありませぬから、私も、安全性の検査の建前からの検査をすれば、製造の方

向においては、二重行政になるような検査は必要はないのではないかと、こういう建前を考へておるのであります。今申し上げましたようなこと等について、航空機製造法にあるような、こういうやり方でうまくやつて行けるかどうか、端的にお話を伺つてみたいと思ひます。これはでき上つてしまひましたあとのことを考へていただきたい。どなたからでもけつこうです。

○狂田参考人 なるほどの法案を見ますと、すべての制限が書いてありますが、いかなる制限があるのか、ここには書いていないのです。いかなる検査をするか、何も書いていない。どう

いう検査をするかによつてこれが初めて生じるか死ぬかということになるのじやないかと思ひます。今のところ細目ばかりで、ただこれは単に手続のことだけ書いておられて、たとえ

ば発動機ならこういう検査をするというところは書いてありません。それによつてずいぶん実施がかわつて来るのじやないかと思ひます。

○尾崎末吉君 たいまお述べになりました詳細の検査その他の規定がないというところは、こまかいことは省令によつてこまかい嚴重なものがつくられる、こういうことに相なつておる

ようであります。それはさきにお述べになりましたように、運輸省の航空庁の方からは安全性の建前から詳細な省令が出る、通産省の方からは製造の方の建前からのこまかい規定が出る、こういうことになるだろうと思ひます。大体そういう二つのものが重なり合つて、そこで二つのものが重なり合つて、そこをどう行けるかどうか、自信があるかどうかということは何つた次第であります。

それではもう一つ伺ひます。最初に野村さんからお述べくださった中に、法案の内容を見ると、保護規定が全然抜けている。前におつた法律には税金やその他について保護すべき規定があつたが、それらに比較して今回の法案には保護規定が全部抜けている。であるから援助、助長育成と申しますか、

○野村参考人 これは欲を言えば切りがございませぬが、おもな点を申し上げますと、このごろの税金です。これを通産省案では三年くらいとありましたが、旧法では五年となつておりましたので、この程度までお願したいというふうなことです。それから先ほどからお話の出ますように、航空機は日進月歩でございませぬので、次々とい

ろいろの新しい機種も輸入し、研究もしなければならぬと思ひます。が、これに對して新規のいろ／＼な機械を輸入したときには、奨励金を出すというところが前にございましたが、そういうふうなものほぜひお願したいと思ひます。

それから早期償却ですが、アメリカでは五年、最近七年とか聞いておりましたが、そのくらいで償却し尽すという程度の償却を認めてほしいこととて

ただ一番最初の立ち上りに、飛行場をこしらへるにつぎまして、土地取得というものが前のよう荒つぽく行けるかどうかということはおわかりませぬが、これも何らかの方法を講じて、従来ある飛行場の延長につきましては、できるだけ事情を話して、われわれとしてもいたしますが、あるいは強権を用いてもわなければ延びない。強権を用いてもらうことは絶対希望ではありませぬが、そのときには調停というふうな意味のことでもとつていただくようなことができれば仕合せだと思ひます。

さしあたり思ひついた点はそれくらいであります。

○尾崎末吉君 もう一つ、融資のあつせんと申しますか、先ほどお述べになつた中に、国家補償がなければ、補助規定がなければ、なか／＼融資を受けることが、昔でも困難だつたし、今日ではなお困難だといふうなことがあつたのであります。その融資あつせんと、あつせんといふことでなく、もつと確實に政府の方で引受けてやつてくれるというふうなことに對しての具体的な希望はあるんですか、ないん

ですか。

「国内の航空機需要は目下全然見通しがつかないので、航空機工業再開の障害になつてゐる、したがつて政府は早く再軍備に關連する航空機の需要台数のメドを明らかにしてほしい」といふふうに書いてあります。台数がわかつたら非常にやりよいと思つて、そのうの問題はあとで伺います。新聞に書かれてゐる限りにおいて台数はわからないようですが、ここに書いてある文章から割出しますと、飛行機の性格までよくわかつてゐる。あまりわれ／＼の文化に貢献しない人殺しの飛行機が多いように思つて、大

こういふような意味におきまして、大体どれくらいの台数が日本に発注されると思われませんか。国内的にあるいは国外的に日本に対して注文される台数、その需要量をお知らせ願ひたいと思つてゐます。

○本間政府委員 お答えを申し上げます。そこに書いてあります意味は、横田委員も御指摘になりましたように、日本の民間航空会社で使用いたします飛行機の数は非常に少いと大体常識的に判断されるだらうと思つて、そのうと航空機工業というものは、やはり量産方式でない経済的な採算もとれないのじやないかということも考慮されますので、また現にある会社などでは濠州であるとかインドであるとかいうところで使用いたします飛行機の組立てというものもやりたいという話もあるように聞いております。従つて日本の航空機工業が量産方式で採算がとれて成り立つて行くためには、民間の航空会社で使う飛行機だけではとても採算がとれないのじやないかというふうな私どもも考へてゐるわけであり

ます。そこで将来日本の需要がどういふ形でのくらのものになりまつか、これは正值のところまだ實際わかつておられないわけでありまつか、しからば外国で使う飛行機の中で日本でどれだけのものををつくりたい、つくるようにしたいという考へを持つておられますか、その点もまだ明確にわかつておりません。

○横田委員 何もわかつていないのに、こゝろいふ法案を急いで出さなければならぬ根拠はどこにあるのですか。

○本間政府委員 当委員会でもたびたび申し上げたのでございませうが、修理のような事業を計画されてゐるところもありまつか、それから組立て工場をつくりたいという機運もありまつか、部品を主としてつくりたいという考へで計画を立ててゐるところもあるわけでありまつか。現に今受付けておられます中に軽飛行機をつくりたいという申請が参つております。そのう機運が非常に濃厚になつて来ておりますので、所管を明確にして、日本でやる場合は大体こゝろいふ方針でやるとかいうことをつぎりしておきますことが、航空機工業の将来の発達のためにいだらうという考へから、製造法案を提案いたしました次第であります。

○横田委員 組立てを計画したいということを言われましたが、組立てを計画したいといふのは外国資本と合体してですか。あるいはその意味におきましては、きよらの新聞に出ておられますように、プリストル社が——これはたしか英国であつたと思つて、提携を申し込んでゐる。これ以外にまだこゝろいふ会社がありますか。

○本間政府委員 お尋ねの資本の構成でありますか、これはどういふ形になるかまだはつきりしておられないのでありますが、先ほど参考人も申しましたように、技術の点も選れておりましたのでそれらの会社で話し合ひをしておるようでありまつか、まだどういふ形で資本提供をいたしますか、そのうの点は私どもは明確に伺つておりません。

○横田委員 プリストル社が日本に飛行機組立て工場をつくりたいといふことを申し込んで来たことは政府側もわかつておるのですか。もしわかつておればその事実と、またそれ以外にこゝろいふ外国の会社の動きがあるかないかということを伺ひたい。

○本間政府委員 お尋ねのイギリスの会社が組立てをすぐやりたいといふことかどうか、その点は明確でありませんが、日本のそのうつたよな調査をしたといふことでお尋ねの会社から人も日本に来てゐるようでありまつか。

○横田委員 さつきの問題にもどるのですが、大體民間航空と軍用機に大別いたしました、日本は現在はこの二つの中に入らない部分的な修理から行く。あるいはそれ以外には外国の資本と合体して組立てから行く、こゝろいふよな行き方もあると思つてゐるのですが、それから大きな見通しとしては民間航空と軍用機との割合が一体どういふよな比率で進んで行くよな見通しがあるのですか。

○本間政府委員 日本の民間航空事業者が使います飛行機はこゝろいふよなものであろうと思つてゐます。今後どの程度需要がありますか、これは今私どもの

方々で明確にその比率はこゝろいふよなものであろう、またこゝろいふよな事情があるといふことを申し上げる程度にははつきりいたしておられないわけでありまつか。

○横田委員 民間機はわずかなんだといふよな御答弁ですが、大體飛行機といふものは政府側並びに——もつとはつきり言うならば本間次官といひました、飛行機といふものは大體軍用機に使われるものもおもであつて、あまり民間では発達しないものであ

る。こゝろいふよな点に對するお考へは一体どうなんでしょうか。

○本間政府委員 民間機と申しましても、日本の航空事業者の使います民間機はそなたくさんな数ではない、こゝろいふ私が見てゐるのであります。あるいはは觀光用と申しますが、非常に軽い意味合ひの方に使います飛行機などもあるかと思つてゐますが、おそらくそゝろいふたよなものはそなたんさんな数にはならぬのじやないかといふことを常識的に考へておられます。しからば日本の防衛と申しますか、自衛と申しますか、そゝろいふよな方面にどれだけの飛行機があるかといふよなことは、いろ／＼な場合に應じて違つて来るかと思つてゐますが、私どもの方ではそゝろいふ計画を立てておられますので、今ど

れくらゐの飛行機が必要か、どういふ需要が生れるかといふことは明確にはお答えできないわけでございます。

○横田委員 輕飛行機とは一体どんなものですか。

○本間政府委員 御承知かとも思つて、ヘリコプターのようなものを輸送用に使つたらどうか、あるいは觀光用に相當な需要があるのではないかと

いふよなことを言つてゐる人々もございませうが、これは今こゝろいふよな予想がつかかぬ次第であります。

○横田委員 それではこのヘリコプターとか輸送用に輕飛行機を使ひたいといふよな意圖の人があつて、そゝろいふ人に対しては飛行機を生産する場合に、外国の飛行機を買う方がかえつて安いのであつて、日本で生産された飛行機はかえつて高くつく。こゝろいふよな点に對してこの生産が成り立つて行くかどうか。これは自動車生産と非常に関連を持つておられます、自動車生産などの場合は、大量生産は自動車の生命であるといふことが言われ

ております。こゝろいふ意味から飛行機もおそらくこれに適用されると思つてゐます。そゝろいふよな方面にどれだけの芽が出ようとした輕飛行機が、外国の大きな、特にアメリカの龐大なる一九五〇年にアメリカの自動車生産はたしか軍需用をまじえて八百万台と言われておられます。こゝろいふよな背景を持つたアメリカなんかの飛行機が大量に入つて来た場合に、こゝろいふよな飛行機が輕飛行機だからという理由で経営が成り立つて行きますか、その点はどうですか。

○本間政府委員 御承知のように日本は技術的にも設備もしばらく空白の時代がありましたからどういふ形で成立いたしますか、これはいろ／＼見方も

あろうかと思いますが、しかし外国の飛行機が必ずしも安いということばかりでもないのではないかと思います。従いまして今後日本で航空機工業が経済的に採算がとれないのではないかと、いうふうには私も考えておらないのであります。

○横田委員 アメリカの自動車は大産生で、それ自体がすでに経営が成り立つて行き外国に売り出している。だから日本におきまして、あるいはいろいろの税金をかけたまま、米国の大型車百三十万円で買えますね。あるいは欧州の車は型は小さいけれども大体八十万円で買える。ところが生産する規模においては小さい。だから台数も少い。しかし八十万円で売れておる。日本の自動車はたしか百万円から百二十、三十万円でいる。こういう場合にアメリカはそれ自体が経営として成り立つているのですが、欧州の場合におきましてはそうではないのであります。これが非常に国の力で、各国の政府自身の力で保護をしております。そういうような点において非常に自動車生産は保護されている。日本もこれから芽ばえる弱い産業なんですから、こういうものに対してどういような保護政策をとって行くつもりなのですか、その点を承りたい。

○本間政府委員 政府の方でも相当助成をする、保護をするというところは將來どうしても必要になつて来るだろうと思いますが、ただいまのところは輸入をいたしません。それから例の早期償却というような問題も例の企業合理化促進法で一応はやるかと思いますが、それからいろいろの研究も問題

になつて参りますので、私もが所管をいたしております工業技術庁の方の研究の予算なども、できるだけこの方面に使えるものは使つて参りたいと考えております。それはさしあたるの考へ方でございます。いづれこれはもう少し事態が明確になつて参りますれば、お説のように保護政策はどうしても必要なものであるというふうに考えております。

○横田委員 保護政策と同時に需要というものが非常に大事だと思うのです。海外からの需要はほとんどだめだと思ふ。もし海外から需要があつたならば外国資本がうんと入つた場合に、外国資本の助けを助ける意味で、日本の動力と日本の土地と、工場、建物を貸す。こういう意味で外国資本の助けになつてしまふ。そういうような場合にはどうして日本独自の航空機工場を持つたい、そこに日本の航空機の今後の特色を持ちたい。そのためにはある程度の国内の需要がなくてはならぬと思ふのです。だから今答弁された保護というものは、生産に対する保護でありまして、その生産に対する保護を増大させる。そうすれば生産の飛行機を必要とするような需要を増すために、何か特別に考えておられる処置はありませんか。

○本間政府委員 ただいまのところは、日本の国内の需要を特にふやすというふうな考へは私どもの方では持つておりませんが、いづれ将来はそういう需要が起るかと思つております。

○横田委員 これは航空法の連合審査のときに私が聞いたのですが、そのとき

には航空機を動かすところの技術者、この人たちの数を聞いたのです。それに対して政府側でははつきりした答弁がなく、わからないということをはつきり言つた。ところが民間におきましてはそうではないのであつて、航空士と空飛ぶ資格を持つておる人たちを内密に調査しておる。こういうふうなこともあつた。私は今これを聞こうとしておるのじやないのです。二の(向)のところに「通産省は、旧軍需省を引継いで設置されたものであるから当時国連工業部門の生産に携つたエキスパートの多くが現在なお当省に勤務中であるばかりでなく、退職した要員も相当数は、必要の場合ただちに集め得る見込みである。こうなつておる。こうなつておるの、私はこれに對する本質的な質問はあつた。これに合ははわからなかつたのに、この場合においては、こういうふうにはつきり書けるほど技術者が残つておる。これはどういふ相違からかういふふうにかわつて来たのでしょうか、その点を承りたい。

○本間政府委員 そこで私もが申し上げておる意味は、戦前もそうでございますが、ことに戦争中に飛行機の生産行政に携つた者が相当通産省に残つておる、こういう意味のことです。それから御承知のように日本では相当飛行機をつつておつたわけでありまして、それらの技術者がどれだけの数になりますか、私どもの方では正確に調べておりませんが、やはり相當の技術者が日本にはおる、こういうふうには私もが考えておるわけ

でありまして、そのうちに、雑多と言つてはなはだ失礼かもしれませんが、ただいま自動車工業の方に關係しておる人もありますし、また戦争中に飛行機をつつておりました工場の中で、自動車の方に転換しております工場もございまして、そういう意味合いで、戦争中に飛行機に關係をいたしました技術者なども、どういふ人が自動車工場の中に、あるいは自動車工業の方に關係しておるかという点は、連絡がつきやすいという意味のことを申し上げておるわけでございます。

○横田委員 そうするとこの意味がはつきりわかりにくいのです。(向)の項目全体にわたつておるのは、「生産に携つたエキスパート」と書いてあるのですが、あなたの答弁では生産行政に携つたとかいふのです。そうすると、この生産に携つたといふのは、生産する技術者のことじやないのですか。それから生産行政といふのは、そこにおられる。あるいはそれと類似のやうな、飛行機の台数を調べたり、いろいろのことをしたり、あるいは私たちが質問した場合には、それに上手にごまかして答弁したりする、そういう人たちのことを生産行政に携つておると言ふのではないですか、その点はどうなんですか。

○本間政府委員 広い意味で生産行政と申し上げたのでございますが、生産に直接關係してございまして技術者もおります。それから先ほど申し上げましたように、生産行政に關係してございまして人が通産省に相当多数おる、こういう意味合いでございます。

○横田委員 日本におきましても、もう古くなつたかもしれませんが、名前

は読みにくいのですが、終戦当時海軍には何か雷震とか雷雷とかいふ妙な名前前の飛行機があつた。もう一つは、どう読むのか、橘の花と書くような飛行機があつた。それを日本でもまだ試作中であるにもかかわらず、アメリカでは知つておつた。これが大きな問題になつておつた。こういう意味において、終戦当時飛行機のことにつきまして日本に言う人もあるし、遅れておつたように言う人もある。こういう人たちが今日立ち遅れておる日本の航空機生産再開のために非常に重要視されなければならぬと思ふのです。だからこういう意味で、あなたのおつしやつた生産に直接携つた人、生産行政に携つた人、こういうふうなわけでおられるのですから、この頭とか名前とか、あるいはどういふ種類の人とかいふのでわかつたのがあれば、知らしていただきたい。

○本間政府委員 御指摘のような調査を一々直接いたしましたわけではございません。従つてそれがどの会社でどういふ仕事に携つておるかというところを、今ここで申し上げるわけに参らないうのでございますが、大体御提出いたしました書類は、先ほど私が申し上げました意味合いでございます。

○横田委員 ここに「要員も相当数は」といふ書き方があるのを見込みに対して書いてある言葉でしょう。先ほど飛行機の需要はどのくらいありますか、生産はどのくらいありますかと聞いたら、そんなものはいくらもわかりませんと言ふし、それから今人の点から聞いてみますと、わかりませんと言ふ

のすがこの「相当数」というのは、何を目的に相当数という数字を算出した文字に表わしたのですか。

○本間政府委員 これは文字通り相当数でありまして、戦争中に飛行機の技術的な検査その他をいたしておりました人々を指さして、そう書いておるのでございます。

○横田委員 そうすると、その当時の技術者といまして、私が非常に不審に思いますのは、たしか日本の旧陸海軍の軍需品、軍機、こういうものは、戦争に行く人を殺してもいいから、機械だけ持つて帰れば、これは天皇のものだから持つて帰つて来い、こういう言い方でした。しかし、あなたのすきな、私のきらいなアメリカはこういうことを言っております。戦争の場合には、戦争に行く人を保護するために兵器が必要だ、こう言っております。そこに日本の飛行機とアメリカの飛行機との相違がある。だから私のいやでした。かたのいいアメリカの、原子爆弾を持つて来たB二九までが、日本を空襲する場合には、乗員が安全に逃げ帰られるその見込みがつかまでは空襲しなかつた、こういうことが言われておるのです。そこで聞きたいのは、今度の情勢のかわつた条件のもとにおいて生産する場合に、前の技術者をそのまま使えるのですか。巷間伝えられるところによりまして、航空機生産再開のためには、再教育が非常に必要だと言われているのですが、この再教育については後ほどまた伺います。いろいろの問題があるだろうと思つておるのですが、今限定いたしましたところの資本主義国の軍需

品、特に飛行機と、日本の天皇制軍隊の飛行機との相違、それをそのまま使つて今後間に合うものでしょうか、合わないものでしょうか、もし合わないとなれば、今後どういふふうな教育して行かれるのですか。

○本間政府委員 その書類には、そういう人にも相当数おるといふことを卒直に申し上げておるわけでございますが、これは航空庁の方で、塔乗員として飛行機の運転をやらせざる場合に、やはり相当な再教育が必要だといふことを申したのでお思います。私の役所が担当いたしましたおります生産関係で申しますと、七年間も空白でございますから、先ほど参考人も申し上げましたように、いろいろな飛行機を買ひまして、それらの飛行機につきましていろいろな研究がどうしても必要だと思つておるから、そのままですぐ役に立つわけには参らぬと思ひます。

○横田委員 相当数おると言われまして、これは、相当数おつても、ただちに使うというわけではないのです。それを使うと、相当数おるうちで使う人と使わない人ができて来る。これはどういふようなものを基準にしておわけるに参りますか。

○本間政府委員 それは御指摘の通りでございますが、どういふ形になりましか、あるいはその中からどういふ人をとりますか、それは今法案も成立をいたしておらないわけでございます。その、どの人をどれだけとるといふ具体的な計画はまだつきりいたしておりません。

○横田委員 法案も成立しておらないとは、それはちよつとむちやでしよう。

そんなことは言えないでしょう。自由党が提出しました法案で成立しなかつた法案がありますか。みんな無理押しに通過してしまふ。農林委員会が吉田ワシマン政府にたつてついでにニュース映画を走らせた、これだけが最近の珍しいできごとなんです。だからこれなんか法案を提出されたときに十分の見込みがあつてやられておるのじやないでしょうか。その証拠に、うしろの方に書いてございまして、航空機、全体ではないが、四項目では、「従来米國極東空軍においては航空機関係部

品を若干すでに国内業者に発注しておつたのです。ここでまた言うたらお困りの問題になりますけれども、日本は憲法第九條において戦争放棄をしたという規定を持つておるので、軍需生産はやつてはいけないのです。私は憲法を守りたい方ですから、演説会等でも言うのですが、もし憲法を忠実に守るなら、人殺しをやるような武器をつくらされたら、これを川の中へほうり込んでしまふ、これが憲法を守るゆゑである、こういうことを言つておる。今木村さんと社会党の左派が法廷でまた、たよりない争ひをしておるから、これは後日われわれは実力をもつて解決をいたしますが、こういうような意味であなたが申されたようにわかつておるわけが申されま

い問題ではないのであつて、すでに従事しているのです。従事しているというこの事実を認めておるのだから基準なんかも相当わかつておるのではないのでしょうか。わかつておるのでしたら知らせしてほしいし、ほんとうにわかつていないのならば、現在極東

米國空軍においては航空機関係部門を若干急速になした、こういうことに關する詳しい資料を、今答弁できなかつたならば、資料として明日までいただきます。

○本間政府委員 横田委員の質問に對しまして、私は率直にたゞいま進行いたしておりますその段階に應じてお答えを申し上げておるわけでございますが、どういふものが現に発注されておりますか、これには見解の相違であらうかと思ひますが、日本は御承知のように三月八日から兵器の生産が許されておりますので、憲法の解釈はそれぞれあらうかと思ひますが、日本で兵器を製造いたしまして一向さしつかえないという建前になつておるわけがあります。御要求の資料が明日までに出ますかどうかわかりませんが、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたしたいと思います。

○横田委員 これはちよつと横道にそれてまたもつて来ましたが、あなたからもつらしたのですから、私もちよつとごねますが、三月八日から兵器生産は許されているというやうな横着なことを今言われましたが、アメリカ兵領軍は日本銀行に預けておいた金でもごまかしてしまふのでありますから、これは何でもできます。そういう意味であなたに申しますが、三月八日までにも日本憲法があつた。三月八日以後においては日本憲法があるんです。これははつきりさせていたください。だからわれわれは三月八日から許されたところの、憲法に優先しない許可命令ごときのもので殺人兵器をこしらへるといふやうなばかなことをやるから、これはいつでも言うのですが、朝

日ニュースが笑うのです。議会においては軍隊があるかないかといつておるのに、この論争をあざ笑うやうに、大臣はないといつておる。草をかぶつて人殺しの練習をしている。またそういうことは自由党の人たちも選挙が近いのですからそのときゆつくり恥をかかすといつたしまして、ここで極東空軍は日本に航空機関係の部分品を若干国内業者に発注している。その業者とは一体どんな人であつて、金額にしてどのくらいのものかといふことを明日資料としてくれるやうですが、今質疑を進めて行くのに必要なんです、はつきりした形で明日もらうまでに何か一つでもいいですから答えてもらへるやうな資料がないでしょうか。

○島村説明員 航空機関係の特需として出ておりますものは、たゞいままでまつた資料を手持ちいたしておりましたけれども、一例でもあげるといふことではございまして、一つ申し上げます。たとへば航空機用のプラグといふやうなものが若干出ております。また航空機用のタイヤであるとか、あるいはパラシュートであるといふやうなものも若干すでに出しております。ただいまそのごまかいことは資料を持ち合せておりましたが、大体そんなものがあるといふ程度に御了承願ひたいと思ひます。

○横田委員 パラシュートの問題、タイヤの問題、こういうやうな問題は、これは後ほどとめて聞きたいので、大体アメリカからこういうやうな注文を受けて仕事をいたしまして、相当もつかつておるものではないでしょうか。もしもつかつておるものならば、アメリカには軍需用品をこしらへても

うけてはいけないというような一応の法律の連前があるのですから、その場合には会計検査をもう一回やりに来ませぬ。会計検査に来て、吐き出さされているような例があるか。そういう検査が済んだらば、この利潤で吐き出さされたところがあつたか、もしないとするならば一体どのくらいの利潤だつたら許しておつたか、こういう点を今資料があつたら答えてほしい、答えられないのだつたらこれの審議の終るまでに資料をいただきたい。その点どうですか。

○本間政府委員 注文を受けまして生産をいたしております工場で、会計検査のような形があるということは私聞いております。おそらくないと思つております。それ、品物によつて違ふかと思つたが、会社によりましてどれだけの利潤があつておられますか、それは役所でも一々原価計算をいたしておるわけでございませぬのでわかりませんが、やはり引受ける方から申しますれば、会社の利潤も当然考えまして製造に當つておることと考えております。

○横田委員 その点妙なことを聞いたのですが、大体アメリカ人は一番法律を守らない。特にこの航空機の場合においては法律を守らない天才なんですね。ところがあなた方は法律を守る国民のようによつておられるのですから、見解の相違と思つたが、これはたしか東洋経済新報でも、アメリカでは軍需産業は表面上はもうけてはならないことになつておられるのだから、その方針を日本に持つて来るであらう、契約を結んで仕事をし、半年もたつて会計検査

査にやつて来て、伝票を調べて、これは原価でないといつて利益を吐き出させるようなおそれはないか、うかといふことをはつきり言つておる。結局アメリカ式原価計算を押しつけられて、利益は五分ないし一厘しかない、こういうことになつて来たから、今後の日本の航空機生産というものを対して熱が非常にさめて行くのではなからうか、こう言つておるのです。だからここで私が聞きたいのは、何も全部を答えてもらわなくつたつていい、まだこれから長く質問するんだから……。アメリカではこういうような規定があるといふことをあなたは御存じですか、御存じなつたら、それはさうだといふ、あなたの方に何か反論する資料があるか、いかといふことを聞きたいのです。

○本間政府委員 アメリカの方にあります。日本と原価計算のやり方その他でずいぶん違ひましようが、そういう意味合いの法律があるように私も承知いたしております。

○横田委員 これがあるはずいぶん問題になつて来ると思われませぬでしょうか。というのは、先ほどの自動車の生産のときにも出たように、日本はたしか二千台か三千台、よくて四千台くらいは乗用車しかこしらえておられないにかかわらず、アメリカは八百万台からつづつておる。これは私の数字はあなたには不利に使つておられるのです。アメリカの八百万台というのは、これは大体トラックもみな入つておる数字ですが、日本の二千台、三千台については乗用車を単位にして言つておる。だから数字においてさういふ違ひはあるにしても、こういう生産に開きがある

場合にアメリカの原価計算を適用されたときには、日本の設備の悪い條件のもとにおいては一体だれが犠牲になつてこれはやられるのでしようか、その点に対するあなたの見込みはどうでしょうか。

○本間政府委員 御指摘の中にもありましたが、原価計算の仕方もちろぬ、違ひましようし、それから経営規模、あるいは会社で使つておる金の利子などもいろいろ違つておるわけでございませぬから、これは相当日本の実情を尊重してやらなければならぬと思つたが、今すぐにアメリカの方でさういふ厳格なことを日本の工場に入れてやるかといふような考えはないのじやないかしらんと私は思つておりますが、いずれ将来になりましてさういふこともまつたく予想されないうわけではないので、日本の国情及び日本の商習慣というふうなものを尊重いたしまして、やはりこれには適切な指導といふようなものが必要であらうかと考えております。

○横田委員 ここであなたがおつしやりましたようなアメリカ的な原価計算、これを適用されたらばたいへんだといふのです。その場合にあなたか商習慣の適用を向うに望む、その言われるが、これはあなたたちの希望でありましても、アメリカは非常に薄情な国ですから、あなたたちは一生懸命やつておるが、守られない。関税問題で、まぐるでも、ミシンでもあんなに

たのは今日始まつたのではないのでありまして、前の欧州大戦後の一九二九年に非常な関税戦が始まつて、社会主義の国であるソビエトは、関税戦のまつた中にあつて、逆に社会主義建設のために欧州諸国に対していろいろな物の発注をやつておられます。アメリカに対しては発注をやつておられます。資本主義の危機は、一時これによつて緩和されたといふほどの大きな額の発注があつた。だから日本の実情とか商習慣をもつてアメリカ人に訴え、また頼んで何とかするといふふうな考へておられますが、それは非常に甘い、無責任な言い方でありまして、元来アメリカは日本に売つて、日本という国は小さいのだ、人間はよけいいるのだ、資源は少いのだ、そこで安く働かせてもらければいいのだといふのがドッジ・ラインです。さういふ意味合いでこれはあかぬ。商習慣とか日本の実情などか聞いておつてアメリカが損になるというふうな場合には、どん／＼引揚げて行くかと思つた。だからさういふような場合の調節とかあるいはさういふふうな不安に對して、これから日本において業界に立つて行こうとする利にさとい人たちがあつたのですから、さういふ人たちは十分杞憂して思つておるのです。さういふ杞憂に對しては政府側としてどういふ手を打つたか、あるいはさういふふうな人から、何らかの心配をするような相談事があるあなたたちにあつたか、なかつたかといふことを私は承りたいのです。

○本間政府委員 このアメリカに對する見方につきましては、いろいろ人によりまして違ふであらうと思つたが、従つてその点は、横田君がどう見られるかと私の関係するところでないわけでありまして、御指摘のような問題が將來考えられますので、先ほど申し

上げましたように日本の実情と申しますか、日本の商習慣と申しますか、さういふようなものを織り込んでもらいますような話合ひをどうもしなればならぬのでございませぬ。しかしさういふ問題が具体的に起りました場合に、話合ひできまらぬといふふうには私も考へないわけでありまして、話合ひはいつて行くものだと考へております。

○横田委員 この前、戦前の航空機諸会社のうちでどんなものがあるかといふことをいろいろ聞いたのです。そのとき資料を要求したので、資料をもらつたのですが、そのときに三菱重工機、川崎航空機、それから昭和航空機、大體これだけのお答えがあつたのです。このうちには、私はこれらに会社が今度航空機生産を再開するにあつて、資本利にどこが有利か、設備はどこが有利か、さういふようなことを聞いておいたのですが、この資料ではそれが非常にわかりにくいのです。それで私は伺いたしたので、これらの航空機工業のうちで資本利にどこが一番有利であつて、もし有利であればさういふわけで有利か、そしてさういふ態勢にあるのかといふ点を伺いたたい。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。この前の御要求によりまして、お手元に三菱重工機、中島飛行機、川西航空機、川崎、昭和等の各会社の現状について資料を差上げたのであります。さらにその際、技術的にはどうなつておるか、技術的にはどうなつておるかといふ御質問がございました

も、現在三社にわかれております。終戦後七年間の間の変動というものは非常なものであります。戦前とういうような生産実績があつたかとういうことは、これははつきりいたしておるのではありませんが、飛行機の生産会社ないしは生産工場として、一体どこが資本的に技術的にすぐれておるかとういうことは、ちよつとこれを結論いたす資料を持つておりませんので、はなはだ遺憾ながら差上げることができなかったのであります。御了承願います。

○横田委員 それではんですか、簡単に申しますと、非常にうらぶれてしまつて、日本の自動車生産がアメリカの占領期間中に二十年間立ち遅れを強要されたと言われておるうちに飛行機も技術的にどこが有利であるか、設備ではどこが有利であるか、資本的にはどこが有利であるか、こういうことを聞いても五十歩百歩だ、根本的にやりかえなければいけぬのだ、こういうお答えですか。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。これを詳細に検討いたしますれば、御了承願えると思つておりますが、その間に、お話のような比較をするのもできるかと思つておりますが、何分にも終戦までつづけておりました航空機と、今後つくられる航空機、これはその間非常な変化もございますし、現状から推して、それについてははつきりした優劣をつけ得るという段階ではない、こう考へておるわけでありませぬ。

争に参加した国が戦後の航空界の王者になつておる。日本では警察予備隊は追いつく海外に出て行くのでしようけれども、今の段階では政府は出さないと言つておる。私たちの見解においては、海外に出たら警察予備隊は暴動を起すだろう、そういう予備隊の内部事情にある、こういらんでおる。海外に出る行かないとすると、日本の国内における間接侵略の場合に、警察予備隊を使つても、飛行機の性能をかえたりするほどの需要が日本にないだろうと思つておる。そうしますと、日本の航空機というものは、今あなたが答弁されたように、戦争中の航空機と戦後の航空機とは非常に違つておる。その根本は、日本は戦争に参加した。今度は戦争に参加しない。もし日本が参加したら、損耗が多い地上軍、それからこれまでのように、人がたくさんいるところだけをねらつて爆弾を落して、家を焼いて、そして空からなぐめて喜ぶ方はアメリカがやる。だから日本の航空機生産というものは、よそをうらやましめるような意味での独自の発展する要素がないと思つておる。そういう点に対するお考えは一体どうなんでしょうか。

○佐枝政府委員 お答え申し上げます。われわれはこの航空機製造法案におきまして、もちろん国内の民間航空機をつくるというだけではありませぬが、しかし現在の日本として、軍事的な飛行機をつくるというのを考へて立案したのではなく、国内の民間航空機だけではないが、非軍事的な航空機ではかへ輸出するといふよなものであるいはそういうもの部品、こういうことを主として頭にに入れて考へて立案しておる。これを御了承願います。

○横田委員 非軍事的な飛行機を日本でこしらへる場合においては、外国資本が入つて来まして、これに対しては日本の政治上は監督されないとおるの、いろいろな困難が出て来るだろうと私は思ふ。それ以外に入つて来るところのアメリカの注文は、アメリカの人殺し兵器のための部品の下請け、こうなるだろうと思つておる。そうなりませぬ、民間航空は非軍事的なものにおいて発展させる。これに対して日本がいろいろ注文をつけるようなことをいたしまして、国内需要がないのです。ね。外国に売る場合においても非常に見劣りする悪いものができて、今日の新聞に出ておりますように、機械の例は違ひますが、ミシンの例を再び繰返すもの、私はこう思つておる。だから私が承りたいのは、日本で航空機を生産する場合においては、やはり日本独自の航空機の発達ということを考へなければならぬ。金がないなら金がないままに、ドイツのヒトラー政権がアメリカの大型戦艦に対して小型で非常に優秀な戦艦をこしらへたように、これは軍事問題で、われわれ共産党としてはこういうヒトラーを例に出してはいけないのですが、航空機においてもわれわれはそういうふうな解釈をするのです。だから日本の民間航空機のねらいとするものがあるのではありません。その特殊なものがあるのかないか、もしあるならばその具体的なものを承りたい。それがなければ、日本における航空機の生産はかえつてやつたら困るような生産になつて行くのではないか。この

点を憂へるのですが、その点はどうか。○佐枝政府委員 お答え申し上げます。ただいまのところこういう機種をつくるのだ、こういう目標で民間の航空機工業というものをひびつて行くのだという目標は具体的に立つておりませぬ。ただし先ほど申し上げましたように、日本の国内需要というところだけを考へてやる必要はないのでありまして、海外の航空機の部品をつくるという場合においても、これは具体的な会社の名前を申し上げることは差控へたいと思つておるが、たとえばヘリコプターといふようなもの、これは純粹の非軍事的なものだと存じますが、その部品を注文を受けてつくりたいといふ具体的な例などもあつておるわけでありませぬ。

○横田委員 会社の名前を言うことは差控へたい、こう言われましたが、今軍機保護法はないのでしよう。だから航空法の審議にあつてはすべてのことを私は言つていいたきたいと思つておる。私たちがそういう気持を持つておるにもかかわらず、これも予審委員会で警察予備隊論争のときに出たのです、ああいうふうな集団をこしらへませぬ、集団自体を守るための法律が必要になつて来る。それが前の軍隊の場合においては陸軍刑法であり海軍刑法である。これが軍事に対する秘密を守るところの軍機保護法であつた、こう思つておる。今言われました言葉は軽い言葉でございませぬけれども、会社の名前を言うことを差控へたい、そういうおりのながら、ヘリコプターの例が

出ましたね。その点で私ははつきり聞きたい。飛行機生産が盛んになつて来ますと、こういう形で議会で議論できないような飛行機がたくさん生産されるかといふことが一つ。それからそういうふうな議論できないから外国的な飛行機の生産あるいは部分品を外国から持つて来てそれを組み立てる、あるいは傷ついた飛行機を修繕する、そういう工場に働いておれ、これは議論できないのだから、もし外においてそういうことをやかく言うならば、これは刑事特別法にひつかかる、こういう点はあなたに聞くのではないのでありまして、次官に承るのであります。この三点について御質問したいと思います。

○本間政府委員 今申し上げたのはそういう深い意味ではないのでありまして、各会社におきましてそういう計画を立てておられますので、具体的にいつてくればよいのであります。いろいろ各社間で商売上の計画を持つておるわけでありませぬから、そういうことがあまり具体的ににならないうちに申し上げることは、同じ計画をいたしておる業者との間に不利なことになるのではないかといふ点を考慮いたしまして、どこの会社がどういふ計画をいつておることは申し上げられないという意味で申したのであります。決して秘密を保護するといふような考へはまつたくないわけでありませぬ。従つてこれはいづれ遠からず具体的にいつて参ると思つておる、そういう意味合いで会社の利害を考へまして申し上げたわけでありませぬから、ほかには他意はないわけでありませぬ。

○横田委員 そこはもう一回確かめておきますが、深い意味で言うたのでは

ないか、深い意味で言うたのでは

ない、これは次官の御答弁としては非常に適當な答弁だと思ひますが、しかし適當という事は、現在日本に飛行機が飛んでおられないからそういう適當なことが言えるのでありまして、ほんとうにそうでなくなつて参りますならば、おそれるようなことは言えないだらうと思ひます。私がこういうことを根拠に言ひますのは、この前にも質問のときに、皮肉る言葉として使つた言葉なんです。それは立川飛行場の例なんです。立川飛行場は確かに日本の土地なんです。行政協定によりまして、立川飛行場の区域はアメリカ人がかつてに使用して、日本の共産党が實力を持つまでは追ひ払ふことができない残念な土地なんです。ところが飛行場の外は、アメリカ人がかつてなことをして使つておる、行政協定のどこを見てもそんなことを規定してあるはずはない。それであるにもかかわらざり、アメリカ人がむちやくちやくに使いますために、立川の井戸水にはガソリンが入つておる。これを私が前に申しましたときには新聞で騒いでおらなかつたが、たしかきのうの日本経済新聞によりますと、井戸水がガソリンになつておるのです。しかもそれをガソリンとして飛行機に入れて飛行機が飛ぶのだつたらよいけれども、意地の悪いことには市民の飲料水を困らす程度のガソリンになつておるのです。これをここで飛行機生産の場合に当てはめてみますと、そこにおられる政府委員は法文の文句さえ合はば暮して行ける方々なんです。私たちは生活と直結しておるのです。日本人の

しかもその生活のために死力を尽しておる人たちに結びついて来ておるのですから聞くのです。飛行機の場合に申しますと、さきに申しましたように日本の飛行機工場を提議し、日本の人材を出す、そして日本で飛行機をこしらへる、それがために議会で長い間かかつて自由党の方からとやかく言われらるまで審議して、その結果としてここにも出ておりますように、この法案には書かれないところの飛行機が日本の空をたくさん飛びます。ここで審議しておるものに全然関係のないような飛行機のことを言われるのだつたら、立川の問題と同じです。だから聞くことになつて来るのです。だから聞くという事は最後まで言えられたのではない。深い理由で言われたのではない。もう自由党政権もわづかのことでありまして、そのわづかのあなたのおられる期間だけに言われることですか。飛行機生産が盛んになつて来るその過程においては、その飛行機生産を守るための秘密は作業上の他社とのかけ引があるから言うことはできない。あなたは言われるが、これは単なる秘密ごとではないのでありまして、刑務所をせたらういやな武装警官が背後に威圧を加えたとおるの秘密をむしろ強要するやうな性格のものになつて来るのじやないですか。その点をはつきり承つておきたいと思ひます。

○本間政府委員 將來をどうする必要があるか、私はそういう思想が全然起らないかと思ひますが、今た答へはできないかと思ひますが、今ただちに日本でアメリカの飛行機を何台つくるといふ計画はございません。で、先ほども御答弁申し上げたように、その会社の利害を保護する意味合いで申し上げているわけでありまして、ただいまのところその必要はないものと考へておられます。

○横田委員 それから飛行機生産の場合に、昔は日本には下請工場がたくさんありました。現在この下請工場は一体どんな環境にあるか。飛行機生産が再開されたならば、今中小企業の危機打開のためにいろ／＼手を打たなければならぬときが来ておりますが、それとどういふような関係になつておるかこの点を伺います。

○本間政府委員 御承知でもあろうかと思ひますが、飛行機にはたくさん部品が必要になりますから、日本の航空機工業が本格的に始まつて来ることになりまして、おのづからその部品をつくり出す会社がありますか、あるいは下請というやうなものには相当数必要になつて来ると思ひます。戦争中下請をいたしておりました工場が今どうなつておられますか、その一々につきましては承知いたしません。それぞれ自動車の下請工場になつておるものもございまして、あるいはその他の機械工業に転換したておるものもあろうかと思ひますが、航空機工業が本格的に伸びて参りますれば、日本の中小の下請工場も相当必要になつて来るだらうと思ひます。それがはたして日本の中小企業の危機打開のためどの程度寄与いたしますか、それは見方によりましてはいろ／＼違ふかと思ひますが、下請工場が必要になつて参りますことは当然だらうと考へております。

たいのですが、日本では航空機生産をやつたところで練習機くらいをこしらへるのだからといわれておりますが、それに対してどういふような考へを持っておられるか。それから練習機程度のものがあるならば、一体練習機は日本でもどのくらい必要なのかという点も後日の資料としていただきたい。またアメリカの軍隊が日本においてどの程度まで飛行機を生産させるか、全部させるのか、部分的に、組立てをさせるのか、もし全部させるのであれば一体どのくらい注文を出すのか。その出さうには、いろ／＼な機種がアメリカにあるのですが、その機種の中においてどの程度の性能を持つたものを日本に出すのか。そして日本はそれに対して一体どのくらいいたえられるか。その生産をやつて行く場合に、設備とか建物はどうなつておるか。また航空機生産に対して技術者を集めたら非常にいいのですが、技術者は集まりにくいです。戦争で人々は疎開しておられます。その後の経済的な諸条件で散らばつておる。その人たちのために寄宿舎を建てなければならぬだらうと思ひますが、その個人の住宅などはどういふふうに考へておられますか。それから航空機の生産をやる場合に、ここで資料としていただきましたところの三菱その他の航空機生産工場が飛行機を持つておられるのか、持つていないのか、持つていないとするならば、飛行機をこしらへる場合に農地接取との関係はどうなつておられますか。また終戦前に航空機生産に従事しておつたところの工員はどのくらいあるのか。それから航空機工業を再開して行つたならばその

う点はおそらく今日簡単に言いにくいでしょうから資料としていただきたいと思ひます。次官はお急ぎのようですからきよりはこの程度にしておきます。

○中村委員長 この際お語りいたしました。本案に対する質疑はこの程度にして一応終了したといたします。明日午前十時より委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時五十一分散会

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁